家畜衛生だより

令和6年9月No.17 庄内家畜保健衛生所 庄内地区家畜畜産物衛生指導協会 TEL 0235(68)2151 FAX 0235(66)2466

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の徹底を!!

国内において、昨シーズンは、**令和5年11月25日の佐賀県(鹿島市)**における発生以降、本年4月までに**11事例**の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。

海外においても昨年に引き続き世界的な流行が続いています。特に欧州や北米大陸では、これまでと異なり、夏季になっても飼養家きんにおける本病の発生が継続しています。野鳥についても世界規模で感染が確認されており、感染した渡り鳥が多量のウイルスを国内に持ち込むリスクは今シーズンも非常に高いと考えられます。

病原体侵入防止のため、以下の点検をお願いします

- ▶ 野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 →例年、鶏舎の屋根・壁、金網、防鳥ネット等の破損が見受けられます!渡り鳥の飛来前に、今一度、破損箇所の確認と修繕を行ってください!
- > 衛生管理区域に立入る車両の消毒
- > 衛生管理区域に立入る人の手指消毒
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用



- > 家きん舎に入る人の手指消毒と家きん舎毎の専用長靴の使用
- > ねずみ及びハ工等の害虫駆除



早期発見・早期通報が重要です!

本病のまん延防止対策のため、以下の特定症状を含む何らかの異常が認められた際には、当所まで早期通報をお願いします。

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

① 同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、遡って21日間の 平均の死亡率の2倍以上の場合。

(※飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化等の事情の場合は除く。)

- ② 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈する場合。
- ③5羽以上の家きんがまとまって死亡あるいはうずくまっている場合。

《 農林水産省提供 発症例 》



鳥インフルエンザを発症し死亡した鶏



元気消失した鶏

農場へのウイルス侵入防止のため、飼養衛生管理の再徹底、

鶏の健康観察の励行、異常を認めた際の早期通報をお願いします。

*異常鶏が見られたときは、すぐに家畜保健衛生所までご連絡ください。

庄内家畜保健衛生所(24 時間対応) 0235-68-2151